

一班の大澤 輝夫です。

私は上郷公田線の公聴会で、次の4つの理由により県知事が上郷公田線の事業認定申請を却下するよう求めました。

理由1. 【桂町トンネル計画は地盤沈下発生の確率が非常に高いが、起業者はそのリスクを一方的に住民に押し付けている】

桂町トンネルの施工箇所は、軟弱地盤を切り土、盛り土で宅地造成した住宅密集地であり、土被り（地表面からトンネル上端迄の深さ）も薄く、地下水位も地表面に近く且つ、急斜面危険地帯に隣接しています。

桂町トンネルが通過する近傍に盛り土地域がある危険なルートであることは横浜市も認めており、基準値を超える地盤沈下発生の確率が非常に高いと考えます。

起業者は「桂町トンネル掘削により地盤沈下が発生することは避けられないが、基準値以内には収める」と明言しています。基準値は、地盤沈下量25mmと傾斜角1/1000ラジアンですが、1/1000という傾斜では、磨き上げたテーブルの上に置いた滑らかなものは転がるでしょう。ざらざらしたものは摩擦抵抗のため転がらないことがあるでしょう。木造住宅の半数以上に亀裂が生じます。これをOKすることは出来ません。

桂町トンネルにより発生するリスクを一方的に住民側に押し付けることは、憲法13条に規定されている「公共の福祉」の精神に反しますので本道路建設に反対します。

理由2. 【起業者が経験したことの無い危険なトンネル工事を最初から住宅密集地で実施する計画である】

桂町交差点と神明社間の土被り高さHは7～10m位しかなく、トンネル直径Dを25mとするとH/Dは0.28～0.4と非常に小さい。これが1.5以上ないと地盤が安定しないという経験則があり、土被りの浅いこういう所にトンネルを掘るのは非常識です。

NATM工法（*）にいくら補助工法を追加しても、地表面沈下を避けるのは物理的に無理ではないでしょうか。

（*）トンネル周辺地山の支保機能を有効に活用して掘り進む工法。

2009年6月に私たちは横浜市に質問をしました。「横浜市では当地のようなローム、風化岩といった軟弱地盤の上に多数の住宅の存在する地域でトンネルを掘った経験が有るのか」と。市の回答は「市内には上郷公田線と同じ地層であり、且つ土被りが薄く、トンネル上に住宅が存在する箇所についてNATM工法で施工した例はありません」というもので、これにはびっくりしました。

起業者が経験したことの無い危険なトンネル工事を最初から住宅密集地で実施するという無謀な桂町トンネルを、絶対に認めるわけには行きません。

理由3. 【桂町トンネル計画は、憩いの場アジサイ広場を破壊し、良好な住環境を悪化させ、公共の不利益を発生させる】

桂町トンネル桂町交差点側出口には住民が丹精を込めて育てたアジサイが咲く、通称アジサイ広場があります。ここは私たち住民のみならず、近辺の養護施設の方々や保育園の子供たちも憩いの場所を求めてやってくる、野鳥のさえずりや季節の花に囲まれた素晴らしい空間です。

桂町トンネル計画は、このアジサイ広場を半分に削って破壊し、半分削った部分から大気汚染と騒音を朝日平和台住宅地に撒き散らし、その住環境を悪化させ、将来に亘り私たち住民のみならず近辺から訪れる方々に負の遺産を残す、将に公共の不利益を実践し発生させます。故に、本道路建設に反対します。

理由4. 【朝日平和台住宅地が住宅密集地であるにもかかわらず「住宅が点在」と事実誤認したまま間違ったルート選定をした】

2006年3月の事業評価監視委員会の議事録は「これは住宅地の中を通る道路であるということが非常に重要な問題だ」と指摘しています。田圃や山の中を通る道路ではないのです。ここには大勢の住民が住んでいるのです。勘違いしてはいけません。路線選定に関し朝日平和台住宅地の存在が住宅密集地であるにもかかわらず「住宅が点在」と誤認されていることを、私たち住民は2007年の質問集会で指摘しました。しかし、今回の横浜環状南線と上郷公田線の事業認定申請書において具体的ルート選定の見直しをせず、そのまま進められてきたことが明らかになりました。こういう間違ったルート選定に基づく上郷公田線計画は、横浜環状南線計画と共に、抜本的に見直すべきです。もし見直さないとすれば国民に対する背信行為です。

次に起業者に下記の質問をしました。

朝日平和台を貫通する公田トンネル（6車線）と桂町トンネル（4車線）は、「悪い相乗効果を生み出すことはない」と起業者は主張しているが、地下水流のネットワーク図等が無い段階でその見解は納得が行かない。説得力のある説明が必要です。

これに対し起業者は「土木学会のトンネル標準示方書によれば、2つのトンネル間の距離がトンネル直径の3倍以上あれば問題ないとしている。朝日平和台の2つのトンネル間の距離はトンネル直径の3倍以上あるので問題はない」との新しい見解を出してきました。

当方が「土木学会のトンネル標準示方書は飽くまで指針であり、悪い相乗効果が発生した時のリスクの大きさを考えると、地下水流のネットワーク図等の作成をして問題があるかどうか検討すべきだ」と反論した結果、起業者は地下水流のネットワーク図等の作成に向けて、NEXCO東と打ち合わせることを約束しました。

また、両トンネルのどちらが原因で地盤沈下が起きたのか判断する為の基準と保証の履行について、起業者とNEXCO東との間で合意が出来ていないことが判明したので、合意を形成するよう要求した結果、協定書作成に向けて両社が打ち合わせ、検討することを約束しました。

なお、小沼さんがその公述において「朝日平和台には2つのトンネル間の距離がトンネル直径の3倍に満たない地域が存在する」ことを両トンネルの平面図で示し、「起業者は間違った見解、乃至はウソの発言をしたことは明白で、この事からも起業者がその能力の無いことが実証された」と厳しく指摘されました。

∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞・∞

上記の質疑応答の結果、私たちは次の様な結論を引き出すことが出来たと考えます。即ち「公田トンネルと桂町トンネルを朝日平和台に建設するこの道路計画は、土木学会のトンネル標準示方書の指針に準拠していないのであるから、トンネル間で悪い相乗効果を生み出し、予想外の地盤沈下や地滑りを発生する危険性が高い。従って、起業者はこの危険を回避する為に、この道路計画を実施してはならない」というのが結論です。

当然の結論なので、公聴会では確認しませんでした。あらためて、ここで確認しておきます。

以上